

いすみ市地域おこし協力隊員募集要項

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、コミュニティの存続などが懸念されるなか、市外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用することで、定住促進活動を通じて人口の増加による地域の活性化を推進するとともに、隊員の定住を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊員を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 1 名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当するものを対象とする。

- (1) 年齢 20 歳以上 45 歳以下（応募時点現在）
- (2) 応募時に 3 大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合はいすみ市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既にいすみ市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (3) 普通自動車運転免許を持っていること。

3. 任期

初年度の委嘱期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長 3 年間（令和 10 年 8 月 31 日まで）とする。

なお、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として 7 時間 45 分とする。
※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動する。（早朝・晩の活動あり）
- (2) 活動日数は原則として 1 ヶ月 20 日間とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額 222,000 円とする。（1 ヶ月間の活動日数が 20 日に満たない場合は、1 日当たり 11,100 円の日割り計算により支給するものとする。）
- (2) 市との雇用契約は存在しないため、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行う。活動の詳細については、市と協議のうえ決定する。

分野	いのち育む有機のお米づくり
活動内容	いすみ市は、これまで幾度も公室献上米を輩出している歴史ある良質米の産地です。近年は、豊かな里山環境と食の安全を守る、農薬・化学肥料を使用しない有機稲作を広めてきました。現在、全国の自治体に先立ち、学校給食のお米を全て有機米に転換し、持続可能な未来へと進んでいます。お米づくりで食べていくのは簡単なことではありません。しかし、有機のお米づくりの未来は開かれています。 有機稲作に興味、関心があり、将来的にいすみ市で有機米づくりのプロとして自立を志す方を地域おこし協力隊として募集します。 (1) 先進農家のもとでの有機農業(主作物＝稲)の模擬経営 先進農家での有機稲作の全工程に従事していただきます。一部、稲以外の作物や、減農薬栽培にも従事していただきます。 (2) 実証ほ場における先進技術の先駆的实践 先進農家のもとで有機稲作の新たな技術の実証に取り組んでいただきます。 (3) 有機農業(技術面・経営面)の研修受講 研修機関が主催する研修会を受講していただきます。隊員自身に受講したい研修が別にあれば、そちらも受講していただくことができます。 (4) その他、地域活動等 地域の方々とコミュニケーションを図るため、地域固有の活動に積極的に参加することが望ましいです。
募集人数	1名
その他	勤務地までの移動や農場間の移動に使用する車両は原則、自家用車となります。

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援
- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。また、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和7年5月26日（月）から令和7年7月4日（金）まで

※令和7年7月4日（金）必着。

- (2) 応募方法

別紙「いすみ市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付していすみ市役所企画政策課に郵送又は持参。

- (3) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、いすみ市役所企画政策課の窓口で配布する。また、いすみ市ホームページからもダウンロードにより入手可能。いすみ市ホームページ URL <https://www.city.isumi.lg.jp/>

10. 選考

- (1) 1次選考（書類選考）

1次選考として、書類選考を行い、結果を令和7年7月11日（金）までに応募者全員に通知する。

- (2) 2次選考（面接）

1次選考合格者を対象に令和7年7月22日（火）[予定]に2次選考試験（面接）を行う。

- (3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和7年7月31日（木）までに文書で2次選考受験者全員に通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

1 1. 応募、問い合わせ先

〒298-8501

千葉県いすみ市大原 7400-1

いすみ市役所 企画政策課 （担当：江澤・鈴木）

Tel : 0470-62-1382

Fax : 0470-63-1252